

平成21年度

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

業務実績評価書

平成22年8月

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
評価委員会

## 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 委員名簿

| 区分  | 氏名    | 所属名                        | 役職名        |
|-----|-------|----------------------------|------------|
| 委員長 | 副井 裕  | 国立大学法人鳥取大学                 | 学長補佐       |
| 委 員 | 谷口 義晴 | 日本セラミック株式会社                | 代表取締役社長    |
| 委 員 | 辻 智子  | 日本水産株式会社                   | 生活機能科学研究所長 |
| 委 員 | 中村 宗和 | 国立大学法人鳥取大学                 | 理事・名誉教授    |
| 委 員 | 和木 幸雄 | 三洋電機コンシューマ<br>エレクトロニクス株式会社 | 監査役        |

# I 全体評価

全体評価に当たっては、項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

また、全体評価については、翌年度以降の理事長・理事報酬に反映されることとなっているため、10段階での評価へと置き換える必要がある。このため、委員会の総意としての5段階評価に2を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を1段階上下させができるものとする。

# 全 体 評 価

## 総合評価

| 5段階評価 | 10段階換算 |
|-------|--------|
| 3     | 7      |

平成21年度の全体評価は、概ね計画どおりに業務が進捗していると認められ、5段階評価では3とする。10段階評価では、5段階評価に2を乗じたものに、技術相談・現地指導、製品化に結び付く技術移転や特許の取得、実践的産業人材の育成等で特筆すべき実績が認められることから評価を1段階上げ、7とする。

## 総 評

### (「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価)

技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用はいずれも計画を上回る進捗を示しており、県民へのサービス向上に意欲的に取組んでいると認められる。さらにアンケート調査等により企業ニーズの把握にも努めている。また、シーズ研究・実用化研究については適切な研究評価と製品化に結び付く技術移転が行われている。実践的産業人材の育成についても積極的に取組むとともに、起業化を目指す事業者等に対しても、経済動向の変化に対応した鳥取県の施策と連動してセンター独自の支援策を打ち出していることは評価できる。さらに、知的財産権の取得と情報公開にも積極的に取り組んでいる。

今後は企業への技術移転や製品化につながる研究の一層の推進、起業化を目指す事業者等への支援により、より多くの具体的成果が生まれることを期待する。

### (「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価)

計画通りに進捗しており、理事長のリーダーシップに基づき、法人化のメリットを生かした迅速かつ柔軟な運営が出来つつある。

情報共有化の徹底、広報活動の充実、職員の意識改革、独自の業績評価システムの確立と順調な運用については特に評価できる。

### (「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価)

「コンプライアンス体制の確立と徹底」等すべての項目で概ね計画通りに進捗した。

### (中小企業への技術支援に対する評価)

常に企業ニーズの把握に努め、技術支援サービス向上への努力が伺える。

今後も引き続き企業ニーズの把握に努め、企業の技術レベルに応じたきめ細やかな対応を行い、県内企業に対する「ホームドクター」として活躍されるよう期待する。

### (法人の業務運営及び財務状況に対する評価)

外部資金獲得への積極的に取り組むとともに、業務の効率化と経費削減への見直しが行われている。その結果生じた剰余金により、次年度の試験研究機器の整備費、施設の修繕費に充てるなど、有効な活用を行おうとしている。

今後も引き続き、外部資金の獲得、効率的な業務運営に努めることを期待する。

### (中期目標・中期計画の達成に向けた課題等)

ほとんどの項目で数値目標を上回った実績を達成しているので順調に進捗しているといえる。今後とも、数値だけではなく質的向上に努力を期待する。

また、限られた人数で最大の効果があげられるよう、企業ニーズや市場動向等を的確に把握した上で、より一層技術支援業務と研究開発業務についての重点分野の絞り込みや、機械設備のメンテナンスにおける民間委託の導入等の方法について、総合的に検討することを期待する。

## II 項目別評価

項目別評価に当たっては、法人から提出された業務実績報告書及び法人からのヒアリングを基にした検証を踏まえ、中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

## 項目別評価の構成

| 大項目   | 中項目  | 小項目   | 細目                        | 項目番号                                 | 評価結果<br>記載ページ |
|---|--|---|---------------------------|--------------------------------------|---------------|
| II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項                  |  |   |                           |                                      |               |
| 1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化                     | (1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)  | (1)技術相談・現地指導<br>(2)依頼試験<br>(3)機器利用  | 1<br>2<br>3               | P. 1<br>P. 1<br>P. 1                 |               |
|   | (2) 研究開発   | (1)研究テーマの設定と実施<br>(2)シーズ・実用化研究<br>(3)研究評価   | 4                         | P. 2                                 |               |
|   | (3)起業化を目指す事業者等への支援   | (1)研究開発に係る場の提供と技術支援<br>(2)技術講習会等を通じた支援<br>(3)各種広報媒体等を利用した技術情報の提供<br>(4)補助金・融資等に係る情報の提供    | 5<br>6<br>7<br>8          | P. 3<br>P. 3<br>P. 3<br>P. 3         |               |
| 2 実践的産業人材の戦略的育成                                     | (1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施  | (1)製造中核技術者の育成<br>(2)組込ソフトウェア開発技術者の育成<br>(3)金属加工技術技術者の育成<br>(4)商品企画が可能な人材の育成<br>実践的産業人材の育成 | 9<br>10<br>11<br>12<br>13 | P. 3<br>P. 3<br>P. 3<br>P. 3<br>P. 3 |               |
|   | (2) 産業人材育成戦略の策定  |   | 14                        | P. 3                                 |               |
| 3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発                         | (1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野<br>(2) 食品関連分野                                   |   | 15<br>16                  | P. 4<br>P. 4                         |               |
| 4 知的財産権の戦略的な取得と活用                                   |  |   | 17                        | P. 4                                 |               |
| 5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化                         |  |   | 18                        | P. 4                                 |               |
| III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためるべき措置                  |  |   |                           |                                      |               |
| 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成                     | (1)組織運営の改善<br>(2)広報活動の充実<br>(3)職員の資質向上と人材育成                            |   | 19<br>20<br>21            | P. 5<br>P. 5<br>P. 5                 |               |
|   | 2 新事業創出に向けた「产学金官連携」の強化   |   | 22                        | P. 5                                 |               |
|   | 3 独自の業績評価システムの確立   |   | 23                        | P. 5                                 |               |
| IV 財務内容の改善に関する事項                                    |  |   |                           |                                      |               |
|   | 1 外部資金その他自己収入の確保   |   | 24                        | P. 6                                 |               |
|   | 2 経費の抑制  |   | 25                        | P. 6                                 |               |
|   | 3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画  |   | 26                        | P. 6                                 |               |
| V その他業務運営に関する重要事項                                   |  |   |                           |                                      |               |
| 1 コンプライアンス体制の確立と徹底                                  | (1)法令遵守<br>(2)情報セキュリティ管理と情報公開の徹底<br>(3)労働安全衛生管理の徹底<br>(4)職員への社会貢献意識の徹底 |   | 27<br>28<br>29<br>30      | P. 7<br>P. 7<br>P. 7<br>P. 7         |               |
|   | 2 環境負荷の低減と環境保全の促進  | (1)省エネルギー及びリサイクルの促進<br>(2)環境マネジメントの着実な実施  | 31<br>32                  | P. 7<br>P. 7                         |               |
|   | 3 情報の共有化の徹底  |   | 33                        | P. 7                                 |               |
| VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項                         |  |   |                           |                                      |               |
| 1 施設及び設備に関する計画                                      |  |   | 34                        | P. 8                                 |               |
| 2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 |  |   | 35                        | P. 8                                 |               |
| 3 人事に関する計画  | (1)基本的な方針<br>(2)人事に関する指標等  |   | 36<br>37                  | P. 8<br>P. 8                         |               |

## 項目別評価結果

| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画【項目別評価単位】   | 評価の視点   | 項目番号  | 評価ウェイト | 自己評価 | 委員会評価<br>(委員平均値) |
|--|--|---|---|-------|--------|------|------------------|
| II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項   |  |   |   |       |        |      |                  |
| 1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化  |  |   |   |       |        |      |                  |
| 「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向かって、県内企業が製品化などに当たっての技術的課題を解決していく際、これまでもセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。<br>なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していくなければならない。 | 県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。   | 県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。  |   |       |        |      |                  |
| (1)技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)   |  |   | 【評価の視点】<br>・数値目標の達成状況<br>・職員の資質向上の取り組み<br>・企業ニーズの把握状況<br>・適切な技術相談等の実施状況                         | 1     | 0.203  | 4    | 4                |
| 企業ニーズの高い「技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。<br>また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力はもとより意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わることがあること。   | ①技術相談・現地指導<br>a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、中期計画期間中に26,000件の技術相談・現地指導に応じる。<br>b. 中期計画期間中に延べ2,000社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象とした2年毎のアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。<br>②依頼試験<br>a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。<br>b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。<br>③機器利用<br>a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、中期計画期間中に約52,000時間の機器利用サービスを実施する。<br>b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。<br>c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、有害物質規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して計画的に導入する。<br>d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。 | ①技術相談・現地指導<br>a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、平成20年度中に約6,500件の技術相談・現地指導に応じる。<br>b. 平成20年度中に延べ約500社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象としたアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。<br>②依頼試験<br>a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。<br>b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。<br>③機器利用<br>a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、平成20年度中に約13,000時間の機器利用サービスを実施する。<br>b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。<br>c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、有害物質規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して計画的に導入する。<br>d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。 | 【評価の視点】<br>・機器の性能の維持状態<br>・職員の資質向上の取り組み<br>・多様な試験メニューの設定状況<br>・試験結果の信頼性向上の状況<br>・利用者の利便性向上の取り組み | 2     | 0.044  | 3    | 3.2              |
| [機器設備の整備について]<br>老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。<br>企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。   | a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、中期計画期間中に約52,000時間の機器利用サービスを実施する。<br>b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。<br>c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、有害物質規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して計画的に導入する。<br>d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。   | 【評価の視点】<br>・数値目標の達成状況<br>・利用者の利便性向上へ向けた取組状況<br>・機器整備の達成状況<br>・機器整備計画の策定   | 3   | 0.044 | 4      | 3.8  |                  |

| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画【項目別評価単位】   | 評価の視点  | 項目番号 | 評価ウェイト | 自己評価 | 委員会評価(委員平均値) |
|---|--|---|--|------|--------|------|--------------|
| II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  |  |   |  |      |        |      |              |
| 1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化   |  |   |  |      |        |      |              |
| (2)研究開発   |  |   |  |      |        |      |              |
| 共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に發揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要があり、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。                                     | 研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。<br>中期計画期間中に10件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。 | 研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。<br>平成20年度中に2件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。 | 【評価の視点】<br>・数値目標の達成状況<br>・研究テーマの設定方法<br>・人員、予算等の研究試験の配分状況<br>・研究評価の実施方法<br>・評価結果の反映状況<br>・研究評価結果 | 4    | 0.158  | 3    | 3            |
| また、研究テーマは、県内企業の有する技術力を研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。   | ①研究テーマの設定と実施   | ①研究テーマの設定と実施  |  |      |        |      |              |
| さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来的実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。 | ②シーズ・実用化研究   | ②シーズ・実用化研究  |  |      |        |      |              |
| a. 情報・電子応用技術に関する分野  |  | 平成20年度のシーズ・実用化研究については、別紙参照のこと   |  |      |        |      |              |
| b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野  |  | 製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。            |  |      |        |      |              |
| c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野   |  |   |  |      |        |      |              |
| d. 表面改質技術に関する分野   |  |   |  |      |        |      |              |
| e. 地域資源活用食品に関する分野   |  |   |  |      |        |      |              |
| f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野  |  |   |  |      |        |      |              |
| g. 発酵利用食品に関する分野   |  |   |  |      |        |      |              |

| 中期目標                               | 中期計画   | 年度計画【項目別評価単位】  | 評価の視点  | 項目番号  | 評価ウェイト | 自己評価  | 委員会評価(委員平均値) |     |
|------------------------------------|--|--|--|---|--------|-------|--------------|-----|
| II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化  |  |  |   |        |       |              |     |
| (2)研究開発                            | なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。   | ③研究評価<br>研究評価は原則として、センター役職員による中間評価及び外部専門家とセンター役職員とで構成される研究評価委員会による年度末評価とする。中間評価と年度末評価においては、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などを評価対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。  | ③研究評価<br>研究評価は原則として、センター役職員で構成されるシース研究等評価委員会及び外部専門家で構成される実用化研究評価委員会で行う。評価は中間評価と年度末評価の2回とし、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などをその対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。   |   |        |       |              |     |
| (3)起業化を目指す事業者等への支援                 | 新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。<br>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。                        | ①研究開発に係る場の提供と技術支援<br>鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。<br><br>②技術講習会等を通じた支援<br>研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を中期計画期間中に20回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。<br><br>③各種広報媒体等を利用した技術情報の提供<br>刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。<br><br>④補助金・融資等に係る情報の提供<br>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。  | ①研究開発に係る場の提供と技術支援<br>鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。<br><br>②技術講習会等を通じた支援<br>研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を平成20年度中に約5回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。<br><br>③各種広報媒体等を利用した技術情報の提供<br>刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。<br><br>④補助金・融資等に係る情報の提供<br>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。  | 【評価の視点】<br>・事業者等のバックアップの内容・状況<br>・インフラの整備状況 | 5      | 0.016 | 4            | 3.8 |
| 2 実践的産業人材の戦略的育成                    | これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。<br>なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。 | (1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施<br><br>①液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業:産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を中期計画期間中に40名育成する。<br><br>②組込システム開発人材育成事業:デジタル家電等に登載する組込ソフトウェアの開発技術者を中期計画期間中に40名育成する。<br><br>③次世代ものづくり人材育成事業:高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工業において、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者を中期計画期間中に40名育成する。<br><br>④戦略的商品開発支援事業:市場ニーズに基づいた製品開発から販売までの一連の商品企画が可能な人材を中期計画期間中に40名育成する。<br><br>また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。<br><br>(2) 産業人材育成戦略の策定<br>企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「産業人材育成戦略」を策定する。 | 国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。<br><br>①産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。その中でセンターは「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、平成20年度に約10名を対象とした6日間の講義を行い、技術者の育成を図る。<br><br>②デジタル家電等に登載する組込ソフトウェアの開発技術について、平成20年度に約10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成を図る。<br><br>③高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工技術について、平成20年度に約10名を対象に4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。<br><br>④平成20年度は市場ニーズに基づいた製品開発から販売までの一連の商品企画が可能な人材を約10名育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。<br><br>また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。<br><br>企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「産業人材育成戦略」の策定状況 | 【評価の視点】<br>・数値目標の達成状況<br>・インフラの整備状況         | 6      | 0.028 | 4            | 3.8 |
|                                    |  |  |  | 【評価の視点】<br>・情報提供の状況<br>・県立図書館との連携状況         | 7      | 0.028 | 4            | 3.4 |
|                                    |  |  |  | 【評価の視点】<br>・情報提供の状況                         | 8      | 0.008 | 3            | 3.2 |
|                                    |  |  |  | 【評価の視点】<br>・数値目標の達成状況<br>・受講者の満足度           | 9      | 0.021 | 4            | 3.4 |
|                                    |  |  |  | 【評価の視点】<br>・数値目標の達成状況<br>・受講者の満足度           | 10     | 0.006 | 4            | 3.6 |
|                                    |  |  |  | 【評価の視点】<br>・数値目標の達成状況<br>・受講者の満足度           | 11     | 0.006 | 4            | 3.8 |
|                                    |  |  |  | 【評価の視点】<br>・数値目標の達成状況<br>・受講者の満足度           | 12     | 0.006 | 4            | 3.8 |
|                                    |  |  |  | 【評価の視点】<br>・研修生の受入状況<br>・実践的産業人材の育成状況       | 13     | 0.021 | 4            | 3.8 |
|                                    |  |  |  | 【評価の視点】<br>・「産業人材育成戦略」の策定状況                 | 14     | 0.007 | 3            | 3.2 |

| 中期目標                               | 中期計画   | 年度計画【項目別評価単位】   | 評価の視点   | 項目番号  | 評価ウェイト | 自己評価  | 委員会評価(委員平均値) |     |
|------------------------------------|--|---|---|---|--------|-------|--------------|-----|
| II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 |  |   |   |   |        |       |              |     |
| 3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発        | 県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。<br>【県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開】◆「鳥取クリスタル・コリドール構想」(液晶関連企業を中心とした戦略)<br>高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。<br>なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。 | 県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。  | 県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。  |   |        |       |              |     |
| (1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野             | 「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」における「液晶製造技術課程」の教材開発、及び電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。   | 平成19年度までの国委託事業「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」で開発した「液晶製造技術課程」の教材を用いて同事業の人材育成事業を行う。また、電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。   | 【評価の視点】<br>・実証講義の実施状況<br>・技術支援の状況   | 15  | 0.02   | 4     | 3.6          |     |
| (2) 食品関連分野                         | 「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究の実施、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。   | 「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究の実施、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。  | 【評価の視点】<br>・研究の実施状況<br>・「食品開発と健康に関する研究会」の開催状況<br>・食品開発の支援状況   | 16  | 0.02   | 4     | 3.8          |     |
| 4 知的財産権の戦略的な取得と活用                  | 知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。<br>また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。   | 知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、中期計画期間中に9件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。 | 知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、平成20年度中に2件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。 | 【評価の視点】<br>・数値目標の達成状況<br>・権利の公表、技術移転の状況<br>・連携強化の内容       | 17     | 0.013 | 4            | 4   |
| 5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化        | 企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化すること。<br>また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながりうる「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化すること。   | 企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。                 | 企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。                 | 【評価の視点】<br>・デザイナー協会等との連携状況<br>・市場動向等の情報収集の状況<br>・他機関の連携状況 | 18     | 0.013 | 4            | 3.6 |

| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画【項目別評価単位】  | 評価の視点   | 項目番号 | 評価ウェイト | 自己評価 | 委員会評価(委員平均値) |
|---|--|--|---|------|--------|------|--------------|
| <b>III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  |  |  |   |      |        |      |              |
| 自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行ふためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。  |  |  |   |      |        |      |              |
| <b>1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成</b>  | (1) 組織運営の改善  | 理事長は役職員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。           | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・組織運営体制構築の状況</li><li>・組織体制の継続的見直し状況</li><li>・企業ニーズ等への対応状況</li><li>・経営資源の重点的投入状況</li></ul>     | 19   | 0.039  | 4    | 3.6          |
| 理事長のトップマネジメントのもと、支援企業の事業化件数の増加など実績に重きを置きかつ真に独立した組織としての迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。<br>また、組織・体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。 | (2) 広報活動の充実  | センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、中期計画期間中に70件のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開すること。   | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・数値目標の達成状況</li><li>・広報活動の状況</li></ul>   | 20   | 0.02   | 4    | 3.4          |
| なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に対応できる研究者の育成等に重点をおいた「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定すること。<br>なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。     | (3) 職員の資質向上と人材育成   | 職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に対応できる研究者の育成等に重点をおいた「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。           | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・研修会への参加、他機関への派遣状況</li><li>・「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」の策定状況</li><li>・優秀な人材の確保状況</li></ul> | 21   | 0.02   | 3    | 3            |
| <b>2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化</b>   | 企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。 | 企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。   | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・産学金官の連携の状況</li></ul>   | 22   | 0.013  | 4    | 3.8          |
| <b>3 独自の業績評価システムの確立</b>   | 評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。<br>なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映すること。          | 役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬(退職手当を含む。)に反映させる。<br>なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。<br>職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を待遇に反映させる。 | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・給与体系の構築状況</li><li>・「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」の策定及び評価状況</li></ul>                            | 23   | 0.039  | 4    | 3.8          |

| 中期目標   | 中期計画 | 年度計画【項目別評価単位】                        | 評価の視点  | 項目番号      | 評価ウェイト       | 自己評価     | 委員会評価<br>(委員平均値) |
|--|------|--------------------------------------|--|-----------|--------------|----------|------------------|
| <b>IV 財務内容の改善に関する事項</b>  |      |                                      |  |           |              |          |                  |
| 県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たせる経営基盤を確立するため、収入の確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。 |      |                                      |  |           |              |          |                  |
| <b>1 外部資金その他収入の確保</b>  |      |                                      | <b>【評価の視点】</b><br>・産学官との連携により、中期計画期間中に8件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないよう努める。<br>なお、知的財産権に係る使用許諾に伴う実施料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。 | <b>24</b> | <b>0.028</b> | <b>4</b> | <b>4</b>         |
| <b>2 経費の抑制</b>   |      |                                      | <b>【評価の視点】</b><br>・業務運営の効率化の状況<br>・経費節減のための見直し状況   | <b>25</b> | <b>0.028</b> | <b>3</b> | <b>3.2</b>       |
|  |      | <b>3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b> | <b>【評価の視点】</b><br>・財務諸表の確認<br>・計画との整合性   | <b>26</b> | <b>0.024</b> | <b>3</b> | <b>3</b>         |

| 中期目標                  | 中期計画  | 年度計画【項目別評価単位】  | 評価の視点   | 項目番号 | 評価ウェイト | 自己評価 | 委員会評価(委員平均値) |
|-----------------------|---|--|---|------|--------|------|--------------|
| V その他業務運営に関する重要事項     |   |  |   |      |        |      |              |
| 1 コンプライアンス体制の確立と徹底    |   |  |   |      |        |      |              |
| (1)法令遵守               | 法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。また、法令遵守等について職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。 | センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑惑や不信を抱かれることのないようにする。また、法令遵守等について職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。  | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・法令遵守の状況</li><li>・中立性、公平性に対する対応状況</li><li>・職員研修計画の状況</li><li>・組織体制整備の状況</li></ul>           | 27   | 0.009  | 3    | 3.2          |
| (2)情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 | 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。            | 企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。<br>センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。                                | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・情報管理の状況</li><li>・情報漏洩防止対策の状況</li></ul>   | 28   | 0.009  | 3    | 3.2          |
| (3)労働安全衛生管理の徹底        | 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底とともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。                          | 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、センター安全衛生委員会を設置して職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。さらに、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制を徹底するため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、中期計画期間中に労働安全衛生管理基準を満たした整備を行うとともに、安全衛生管理規程や防災マニュアル等により職員に対する安全教育を実施する。 | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・労働安全衛生の状況</li><li>・安全衛生委員会の活動状況</li><li>・労働安全衛生管理基準を満たした整備の状況</li><li>・安全教育の実施状況</li></ul> | 29   | 0.014  | 3    | 3            |
| (4)職員への社会貢献意識の徹底      | 地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。  | 職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。  | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の活動等への参加状況</li><li>・一般公開の状況</li></ul>  | 30   | 0.014  | 3    | 3.2          |
| 2 環境負荷の低減と環境保全の促進     |   |  |   |      |        |      |              |
| (1)省エネルギー及びリサイクルの促進   | 業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギー及びリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。                 | グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギー及びリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。  | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・省エネルギー、リサイクルへの対応状況</li></ul>   | 31   | 0.011  | 3    | 3            |
| (2)環境マネジメントの着実な実施     | ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。   | 鳥取・米子施設では取得済みのISO14001規格を遵守した運営に努めるとともに、境港施設では中期計画期間中に新たにISO14001の取得を行う。また、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムを全施設で確立する。   | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ISO14001の遵守状況</li><li>・環境マネジメントシステムの運用状況</li></ul>   | 32   | 0.011  | 3    | 3.2          |
| 3 情報の共有化の徹底           | 業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。  | 業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に開催し、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。  | 【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"><li>・情報共有の状況</li><li>・役職員間の情報共有、組織的運営の状況</li></ul>  | 33   | 0.023  | 3    | 3.2          |

| 中期目標 | 中期計画   | 年度計画【項目別評価単位】   | 評価の視点                                       | 項目番号 | 評価ウェイト | 自己評価 | 委員会評価(委員平均値) |
|------|--|---|---|------|--------|------|--------------|
|      | VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項  |   |   |      |        |      |              |
|      | 1 施設及び設備に関する計画<br>業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。   | 業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。  | 【評価の視点】<br>・計画の策定状況<br>・計画的実施状況             | 34   | 0.016  | 3    | 3            |
|      | 2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき<br>業務運営の効率化を図るため、保有車両をリース車両に切り換えることとし、小型乗用車2台及び軽自動車2台を譲渡する。  | 中期計画を達成済み。  | 【評価の視点】<br>・計画の策定状況<br>・計画的実施状況             | 35   | 0.004  | 3    | 3            |
|      | 3 人事に関する計画<br>(1) 基本的な方針<br>企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。   | 企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。  | 【評価の視点】<br>・専門性の高い人材の確保状況<br>・効果的な人事管理の状況   | 36   | 0.01   | 3    | 3            |
|      | (2) 人事に関する指標等<br>運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。 | 運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。 | 【評価の視点】<br>・雇用形態の多様化の状況<br>・研究機関、大学等との交流の状況 | 37   | 0.01   | 3    | 3            |
|      |  |   | 加重後評価(合計)                                   |      | 3.60   | 3.52 |              |
|      |  |   | (参考)単純平均                                    |      | 3.51   | 3.42 |              |

※中期計画、年度計画における「IV 財務内容の改善に関する事項」のうち「4 短期借入金の限度額」、「5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」、「6 剰余金の使途」については項目別評価の対象外とする